

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(2月分)

■令和7年2月1日～令和7年2月28日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

令和7年2月28日現在

<消費者行政の在り方:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月7日	【参考送付】消費者庁より2019年3月29日付けで株式会社モイストに対し、「不当景品類及び不当表示法第7条第1項の規定に基づく措置命令」が行われたことに関する、消費者庁への要望書	特定非営利活動法人 消費者支援機構 関西西 理事長 西島 秀向	要望の趣旨 (1)特定適格消費者団体から消費者庁に対して情報開示請求があった場合のルール(立法措置を含む。)を策定すること。 (2)上記ルールの策定にあたっては、特定適格消費者団体が行う、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の利用目的に沿って、開示すべき対象となる情報の範囲や、情報の開示時期について、十分な配慮を行うことを内容に盛り込むこと。 (3)なお、上記ルールの策定にあたり、特定適格消費者団体との間で、事前の協議を行い、双方の意見を交換すること。

<その他:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月25日	【参考送付】宗教法人から被害を受けた被害者の救済のため、解散命令後の清算に関する立法措置を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 瀧上 玲子	国に対し、宗教法人が宗教法人法(以下「法」という。)第81条第1項第1号又は同項第2号前段の事由により裁判所から解散命令を受けた場合に、当該宗教法人から被害を受けた被害者を救済するため、法又は特例法において以下の趣旨の規定を設ける立法措置を行うことを提言する。 1 清算人が十分な調査を行えるようにするため、清算人の調査権限を法律上明記した上で、職務の執行の確保に関する規定を定めるとともに、当該宗教法人の代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員、仮責任役員、代理人及び従業者並びにこれらの役職にあった者に対しては、刑事罰を背景にした強制力のある調査協力義務、説明義務、重要財産開示義務、帳簿、書類その他の物件の保存義務及び職務妨害禁止義務を課す旨の規定。 2 大規模・複雑な清算業務を円滑かつ実効的に行えるようにするため、裁判所が清算人を複数選任できるようにする規定及び法人清算人を選任できるようにする規定のほか、清算人が清算人代理を選任できるようにする旨の規定。 3 清算人が被害者救済等を目的とする公益事業のために残余財産を処分することができるようにするため、残余財産の処分を当該宗教法人の規則の定めに従う法第50条第1項の適用を除外する旨の規定。 4 清算手続に移行した後も被害者がより適切な救済を得られるようにするため、被害者が、日本司法支援センターによる代理援助等、法律専門家の援助を受けられるようにする旨の規定。

なお、2月分について、個人からの意見等はございませんでした。
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。